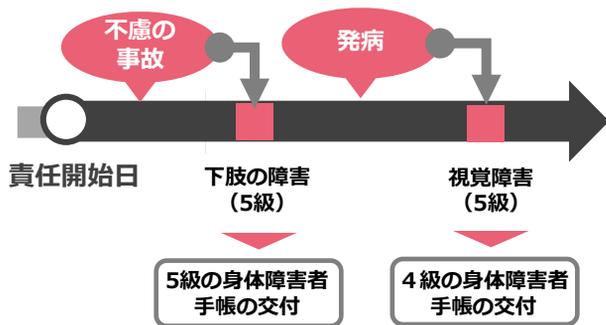


お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

障害・介護年金

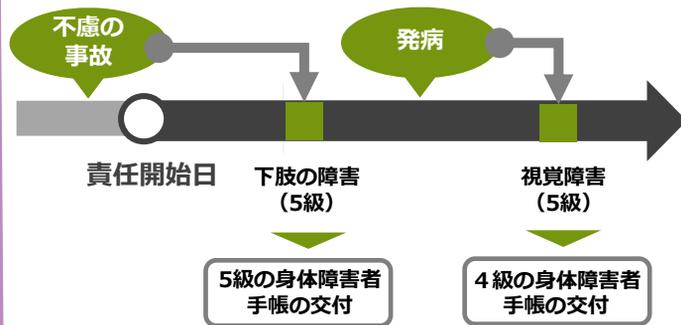
お支払い できる場合

責任開始時以後の交通事故を原因として、足関節（足首）の機能が全廃したことにより、身体障害者福祉法に定める5級の下肢の障害に該当し、5級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した黄斑変性症を原因として、身体障害者福祉法に定める5級の視覚障害に該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



お支払い できない場合

責任開始時前の交通事故を原因として、足首を負傷し、責任開始時以後に足関節（足首）の機能が全廃したことにより、身体障害者福祉法に定める5級の下肢の障害に該当し、5級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した黄斑変性症を原因として、身体障害者福祉法に定める5級の視覚障害に該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



解説

- 被保険者が責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、**身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し**、身体障害者手帳を交付されたときに、障害・介護年金をお支払いします。
 - 障害・介護年金は、2つ以上の障害に該当したことにより、1級～4級の身体障害者手帳の交付があった場合もお支払いします。例えば、5級の障害に2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、4級の身体障害者手帳が交付される場合があります。
- ただし、一部の障害が免責事由に該当する場合や、**障害の原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障害を除いた他の障害が1級～4級の障害に該当しない場合にはお支払いできません。**

保険料払込免除特約の身体障害状態・要介護状態による保険料払込免除に関しても、上記と同様に取扱います。